（記載上の注意）

1　［略］

2　「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　「持株レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

3　持株レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第二十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十五第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄